

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 9 月 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和6年9月5日

開 議	午前9時30分	
日程第1	諸般の報告	
日程第2	議案第53号	令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第3	議案第54号	令和5年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4	議案第55号	令和5年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第56号	令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第57号	令和5年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第58号	令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について
日程第8	議案第59号	令和5年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
日程第9	議案第60号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号)
日程第10	議案第61号	岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について
日程第11	議案第62号	紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について
日程第12	議案第63号	岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第64号	岩出市国民健康保険条例の一部改正について
日程第14	議案第65号	令和6年度岩出市一般会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第66号	令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第67号	令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第68号	市道路線の認定について
日程第18	議案第69号	岩出クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約について

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第53号から議案第59号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第60号から議案第69号までの議案10件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として変更のあった者の職氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
～

日程第8 議案第59号 令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○田中議長 日程第5 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8 議案第59号 令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、ネット岩出、福岡進二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

福岡進二議員。議案第53号の質疑をお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。ネット岩出、福岡進二です。

議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

代表監査委員の決算の審査意見書では、市税において収入未済額の縮減は財源の確保にとどまらず、市民負担の公平性の観点からも重要な課題とっておられます。

そこで1点目、前年度と比較して市税が増加した要因は。

2点目、歳入全般の中で、収入未済額が前年度と比較して増加しているものの要因は、についてお伺いたします。

同じく代表監査委員の決算の審査意見書において、不納欠損処理に当たっては、債権の回収を放棄するものであることから、安易な時効による不納欠損処理とならないよう日常の債務管理を適正に行い、様々な方法を尽くした上で適正に処理するよう、公正かつ厳正に取り扱われたいとあります。

これに関連して3点目として、歳入全般の中で、不納欠損処分について処分理由ごとの件数と額をお伺いたします。

○田中議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 皆様、おはようございます。

福岡議員のご質疑にお答えします。

1点目の市税が増加した要因につきましては、主な要因として、個人市民税で納税義務者の増と1人当たりの所得の増により、また固定資産税、都市計画税で、大型商業施設等建築に伴う増によるものです。

2点目の収入未済額につきましては、市税では財産調査とその進捗管理による滞納処分の徹底、現年度課税分の対策の早期着手等により、前年度と比較し、収入未済額を抑制し、減少となっております。

3点目の不納欠損処分について、市税の処分理由ごとの人数と額につきましては、地方税法第18条第1項に基づき、執行停止後3年が経過する前に、時効の5年を経過するもの、62人、177万6,749円、地方税法第15条の7第4項に基づき、執行停止後3年を経過するもの、64人、399万9,060円、第15条の7第5項に基づき、即時に消滅するもの、例えば本人死亡により法定相続人が相続放棄をしている、または会社が倒産している等で52人、205万2,657円でございます。

○田中議長 社会福祉課長。

○森社会福祉課長 福岡議員ご質疑の2点目についてお答えいたします。

生活保護費返還金における収入未済額は、令和5年度が1,400万6,605円で、対前年度比1万4,343円の増加となります。

収入未済額が増加した主な要因といたしましては、一括での納付が困難で、毎月

分割で返還している方が、本市で生活保護が廃止となり、返還が滞るケースが増えたことによるものです。

○田中議長 子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 福岡議員のご質疑の2点目と3点目について、子ども家庭課所管分についてお答えします。

まず2点目について、児童扶養手当返還金における収入未済額は、令和5年度が441万4,650円で、対前年度比88万5,850円の増加となります。収入未済額が増加した主な要因といたしましては、障害年金の遡及受給等の理由により、令和5年度中に新たに返還金が発生した受給者3名のうち1名が、複数年の分納による返還誓約を交わしており、年度中に全額返還できなかったことによるものです。

次に、3点目の不納欠損の処分理由ごとの件数と額ですが、保育料について、地方税法第15条の7第1項に基づく執行停止中に地方自治法第236条第1項に規定する時効を迎えることにより、不納欠損を行った件数が2件で、金額が33万1,335円となります。

○田中議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 通告に従い、議員ご質疑の3点目、不納欠損処分について、処分理由ごとの件数と額は、の学校給食費分についてお答えいたします。

令和5年度の学校給食費の不納欠損処分件数は17件、処分理由は全て相続放棄、不納欠損額は6万3,850円です。

○田中議長 再質疑ありませんか。

福岡進二議員。

○福岡議員 市税について、1点目の質疑に関連して、1点お伺いいたします。

市民税において、個人市民税が前年対比9,051万9,067円増額なのに対し、法人市民税が1,972万4,275円減額となっている要因についてお伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 福岡議員の再質疑にお答えします。

法人市民税の減額要因につきましては、減額となった主な業種は、卸売小売業、金融保険業等となっております。その中でも、金融保険業において、資産整理による大幅な減収申告がなされ、確定納税額が減になったことに加え、連動して、その確定額を算定基準とする令和5年度の予定納税額が減となったことが大きな要因の1つと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、ネット岩出、福岡進二議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第53号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、質疑を行いたいと思います。

議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について。

1番目、成果説明書のページ数は、6ページの15款ですが、国庫支出金について、減による岩出市に対しての影響はどのような影響があるのか、お聞かせください。

2番目に、同じく成果説明書の29ページ、8款1項1目災害用備蓄物資配備事業ですが、避難者何名分を想定しているのか。また、避難者が何日分、避難に対しての考えなのか、お聞かせください。また、国庫支出金に該当する事業がないのか、お聞かせください。

3番目に、同じく成果説明書の53ページの3款3項1目生活保護事業ですが、前年度と比べてどのような推移になっているのか、お聞かせください。また、保護停止中になっている要因ですね、どういった要因で停止中になっているのか、お聞かせください。

4番目に、同じく成果説明書の77ページ、3款2項6目家庭児童等相談事業ですが、心理的虐待とはどのような虐待をいうのか、お聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 玉田議員ご質疑の1点目についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国庫支出金は、前年度比5億1,904万79円の減となっております。減少の要因は、主に新型コロナウイルス感染症関連の補助金や、物価高騰対策関連の補助金の減少によるものでございます。

今回の減少は、国の補助金の廃止、それから打切り等によるものではなく、新型コロナや物価高騰に係る臨時的に実施した事業費の減少に伴うものであることから、令和5年度決算において、市の財政に与えた影響はないと考えております。

○田中議長 危機管理監。

○永長危機管理監 玉田議員のご質疑2点目についてお答えいたします。

令和5年度の災害備蓄食糧の整備実績につきましては、乳幼児用の粉ミルクを除き7,100食分相当を整備し、各避難所へ分散整備してございます。1日3食の計算で約2,366人分となります。日数につきましては、令和5年度購入分だけで申しますと、避難者数が約1,300人とした場合、約1日から2日分となります。備蓄食糧は、いわゆるところてん方式により整備を行っており、次年度に消費期限を迎えるものを対象として更新するもので、総数として増えるものではございません。

なお、備蓄食糧の整備については、国庫支出金の対象となってございません。

○田中議長 社会福祉課長。

○森社会福祉課長 玉田議員ご質疑の3点目についてお答えいたします。

まず、前年度と比べてどうかについてですが、令和5年度の各月の被保護世帯数、被保護者数の合計は4,296世帯、4,886人で、前年と比較すると163世帯、240人の増加となっております。扶助費については8億3,347万9,716円で、前年度と比較すると8,182万7,710円の増加となっております。

次に、保護停止中になった要因は、についてですが、令和5年度において、1世帯1人が2か月間、保護停止となっております。このケースは、本人に傷病等がなく就労できる状態であることから、就労指導を行っていましたが、積極的に求職活動を行わない状況が続いたため、生活保護法第27条の規定に基づき、積極的に求職活動を行うよう、合計4回文書による指導を行いました。しかしながら、改善されなかったことから、同法第62条第3項の規定に基づき、指導指示違反として、保護の停止に至ったものとなります。

○田中議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 玉田議員ご質疑の4点目についてお答えいたします。

心理的虐待とは、についてですが、心理的虐待には、大声や脅しなどで恐怖に陥れる無視や拒否的な態度を取る、著しく兄弟間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子供がドメスティックバイオレンスを目撃する等が該当いたします。

心理的虐待を受けると、子供の脳に悪影響が出るという研究結果も出ており、引き続き、心理的虐待を含め、児童虐待防止の推進に取り組んでまいります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案

を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第53号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算で、4点お伺いしたいと思います。

まず1点は、令和5年度決算において実質収支ですね、これは5億円となっている状況です。この点において、市民サービス提供に対しての税金の使い道、この点について市の見解をお伺いしたいと思います。

2点目に、不用額については4億2,000万円にもなっています。この原因をどのように分析をし、そしてまた検証しているのか、お伺いしたいと思います。

3点目に、積立金においては、財政調整基金に5億8,000万円、公共施設整備基金に1億円、ごみ処理施設建設基金に3億5,000万円が積み上げられてきているわけなんです、基金に対する積上げ、これの理由についてお聞きをしたいと思います。

4点目は、地方交付税、地方交付税については、当初予算と比べて4億1,000万円以上の差額が生じてきています。その要因はどこにあるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 増田議員のご質疑に、一括でお答えいたします。

まず、1点目の実質収支については、令和4年度の実質収支5億305万3,634円も繰越金として含めての収支であり、著しく良好であるとは考えておりません。増加し続ける社会保障関係費のほか、物価高騰に対する支援や対策などによる厳しい状況の中、市民サービスの低下や将来の負担を招くことがないように、行財政運営に努めてまいりました。

次に2点目、不用額については、健全財政の堅持を市の財政運営の軸とし、全庁的にコスト意識を持ち、各種事業を執行したものであると考えております。

次に、3点目の積立金についてです。地方財政法第7条第1項の規定により、令和4年度の繰越金の2分の1を下らない金額の積立てを行ったほか、財政調整基金については、令和6年度以降の財源調整や増加する財政需要への対応のため、それから公共施設整備基金、こちら質疑の内容では1億円となっておりますが、実際は1,073万1,188円となっておりますので、すみません、公共施設整備基金については、各公共施設の今後の老朽化対策や大規模改修のため、ごみ処理施設建設基金は、

令和6年度から開始予定のクリーンセンター基幹的設備改良事業の財源とするため、それぞれ積立てを行ったものです。

最後に、4点目の地方交付税については、令和5年度において、国の補正予算に伴う普通交付税の再算定が行われ、12月に1億2,728万9,000円の追加交付があったことなどにより大幅な乖離が生じております。地方交付税は国から配分される財源であり、市独自で当初予算を見積もることが非常に困難であることから、過去の実績等を踏まえ計上せざるを得ないため、ご理解をお願いいたします。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 岩出市の財政面ですね、この財政面においては、実際には実質収支は5億円と。しかし、5億円以上に、今も言われましたけれども、積立金、これについては5億8,000万円と。大きな金額で言うと、ごみ処理基金なんかも含めると、莫大な金額というのが、やっぱり黒字というような形になると思うんです。

そういう点で、市はいつも厳しいということをよく言われるんですけども、これだけの金額、これがありながら厳しい財政というのは、この点から見てどういうふうに考えておられるのかという点と、そして地方交付税なんです。地方交付税については、今回、再算定があったというお話がありましたけれども、例年、当初予算との乖離ですね、これがやっぱり大きな金額として出てきている実態があります。

その点について、地方交付税についての算定ですね、当初予算の算定で、計算方式の見直しということは市として考えておられないのかどうか、この点お聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 増田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず1つ目が、実質収支5億ほどある中で、繰越基金もあるが、それにおいても積立てもしているという形での指摘あったと思うんですけども、先ほども申し上げましたように、市民サービスの低下、それから将来の負担、これを招くことがないように基金の積立ても行っておりますので、実質収支5億プラス積立てもありますが、それも含めて将来負担を考えての結果となっております。

それから、もう1点が、交付税の算定の方法ということだったと思います。非常に難しいんですが、国から配分される財源というのは、市独自で予算を見積もることというのは非常に難しいです。国の入ってくるお金もどれぐらいか分からない、

国から出るのは地方財政計画の延びぐらいというところなんで、どうしても予算計上について、歳入については、歳入欠陥というのを起こしては、市の財政運営自体がむちゃくちゃになってしまいますので、その点で、できる限り、見込める範囲内という形になっておりますので、ご了承のほうをお願いしたいと思います。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほども聞いたんですけど、地方交付税関係は計算が非常に難しいんだというわけなんですけれども、それでも、やっぱり毎年多額の見込み違いというんですか、そういうのがやっぱり出てくると、最終的には市民サービスとの関係で、大きな影響も、これやったらもうちょっと市民サービスに活用できるのにとということができると思うんですね。

そういう点では、そういう計算方式、これについてはできるだけその金額に近づける計算式の係数というんですか、そういうことなんかも一切見直しはしないという、そういう今の計算でやるんだという、そのことでそういう考えなのかどうか、この点だけ、再度ちょっとお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

交付税の計算ということで、予算計上の方法ということなんですけれども、繰り返しのようで申し訳ないんですけども、国からの財源というのが、非常に算定がしにくいというところがございます。係数の話もございましたが、係数についてもぎりぎりでその数字が出てくるようなそういう状況になっておりますので、うちとしましては、先ほども申し上げましたように、歳入欠陥を起こさないように、その中でも、できる限り実績、前々年度、前年度にいただいておる交付税の数値を基に算定をしている形になっております。

本当にここはおっしゃられることは重々分かるんですけども、なかなか交付税をぴったりするというのは難しいところがございますので、ご了解のほうお願いいたします。

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第53号から議案第59号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第59号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第59号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第53号から議案第59号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第59号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名をしたいと思います。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員に、福山晴美議員、井神慶久議員、奥田富代子議員、尾和正之議員、吉本勸曜議員、玉田隆紀議員、三栖慎太郎議員、増田浩二議員、以上8人を指名いたします。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。本日、本会議散会后、決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時20分から再開いたします。

休憩 (10時02分)

再開 (10時18分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）～

日程第18 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良請負契約について

○田中議長 日程第9 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）の件から日程第18 議案第69号 岩出クリーンセンター基幹的設備改良請負契約の件までの議案10件を一括議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、ネット岩出、福岡進二議員、質疑時間60分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

福岡進二議員、議案第65号の質疑をお願いいたします。

○福岡議員 議案第65号の中から、歳入、16款2項8目4節保健体育費県補助金、公立学校給食費無償化事業県補助金5,534万1,000円について、2点質疑行います。

1点目、県の学校給食費無償化事業への参加を判断した理由は。

2点目、補助金の算定方法についてお伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 通告に従い、議員ご質疑の歳入、16款2項8目4節保健体育費

県補助金、公立学校給食費無償化事業県補助金5,534万1,000円の1点目、県の学校給食費無償化事業への参加を判断した理由は、についてお答えいたします。

市では幾度となく議会でも答弁させていただいているとおり、賄材料費を保護者負担とする学校給食法の規定は、保護者が食材や内容についてしっかりとコミットし、監視する役割を担っていただくため、学校給食運営費の経費のうち、賄材料費は保護者負担とされているものと認識しております。そのことを大原則とし、このたびの県事業が実施されている間の時限的措置として、学校給食費無償化を行うことを判断しました。

続いて2点目、補助金の算定方法は、についてお答えいたします。

県の交付要綱に基づき、小中学校それぞれの8月1日時点の全生徒数から、他の補助事業で支援されている生活保護費受給対象児童生徒数、就学援助対象児童生徒数及び特別支援教育就学費対象児童生徒数を除いた児童生徒数を補助対象児童生徒数とし、その補助対象児童生徒数にそれぞれの1食の単価、予定日数、補助率2分の1を乗じて算定しております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

福岡進二議員。

○福岡議員 市当局の今までの答弁どおり、学校給食法に基づき、賄材料費を保護者負担とし、県事業を活用した時限的な無償化を判断したとの答弁をいただきました。議会としても県事業の継続を望むものですが、無償化事業に係る県の今後の対応についてお伺いいたします。

また、継続の有無に限らず、市の考えをお伺いいたします。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 福岡議員の再質疑にお答えいたします。

現在のところ、令和7年4月以降の県がこの補助事業を継続するかどうかは、いまだ明らかにされておりません。県の動向に注視しながら、先ほど答弁させていただいた市の認識に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、ネット岩出、福岡進二議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第60号の質疑をお願いいたします。

- 玉田議員 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第2号）について、2点質問をしたいと思います。

まず1点目に、歳出、2款1項9目定額減税補足給付金給付事業費ですが、給付の目的は、一体何なのかお聞かせください。

2点目に、歳出の3款1項18目物価高騰対応重点支援給付金給付事業費ですが、これも給付金の目的についてお聞かせください。

- 田中議長 答弁願います。

総務部長。

- 広岡総務部長 玉田議員のご質疑に、一括してお答えします。

まず、定額減税補足給付金給付事業費についてですが、物価高騰対策として実施されております定額減税について、令和6年分推計所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額について、減税し切れなかった方に、その額を1万円単位に切り上げて支給するものです。

次に、物価高騰対応重点支援給付金事業費についてですが、同じく令和5年度から実施している物価高騰対策の一環として、今回、新たに令和6年度住民税均等割非課税となる世帯及び新たに令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯に対して1世帯当たり10万円を支給するものです。

- 田中議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 2点、同じ再質なんですが、給付のスケジュールについて、2点ともどのようにしているのか、お聞かせください。

- 田中議長 答弁願います。

総務部長。

- 広岡総務部長 玉田議員、再質疑にお答えいたします。

まず、定額減税補足給付金につきましては、対象者に8月16日に申請書等を送付しておりまして、申請をいただいてから約4週間程度で順次給付を行う予定としております。

また、物価高騰対応重点支援給付金につきましては、対象となり得る世帯に、7月26日以降、申請書等を順次送付しております。8月22日までに申請いただいた世帯には、8月23日で一旦給付し、また明日、9月6日に給付をする予定としております。

今後も申請をいただいてから約3週間程度で順次給付を行う予定としております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算(第3号)について、2点お聞かせください。

まず1点目、歳出の6款1項2目18節の観光促進事業補助金なのですが、今回の補正で100万円で、根来寺周辺で桜の植樹を計画しているということなのですが、どこに当たるのか、またその規模について、まずお聞かせください。

2点目に、歳出の8款1項1目17節の消防用備品購入費ですが、避難所へのポータブル電源装置を配備するとのことですが、この時期に補正する理由についてお聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

産業振興課長。

○中下産業振興課長 玉田議員のご質疑、1点目の植樹場所と規模についてお答えいたします。

まず、この事業につきましては、尾高工作所様より、会社創立70周年記念として100万円の寄附があり、観光促進として、桜の植樹に使わせていただくものです。植樹の場所につきましては、光明真言殿参道の東側で、一乗閣跡地の南側にあります広場を検討しています。規模については、樹高4メートル程度の桜1本を想定しています。

なお、根来寺は、中世、多くの学僧を抱える学山根来、学問の寺であり、合格祈願の桜として名所にすることで、観光促進につなげていきたいと考えています。

○田中議長 危機管理監。

○永長危機管理監 玉田議員の2点目のご質疑にお答えします。

先日の日向灘の地震もそうですが、ほとんどの災害はいつ起こるか分かりません。本年元日に発生しました能登半島地震において、発災当初はライフラインが途絶え、避難所においても多くの方が不便な生活を強いられていました。

岩出市では、これまで水や食糧等は備蓄物資として増やしてきましたが、電気は一部の避難所に蓄電池や発電機があるのみとなっており、また、平成30年の台風第21号により、岩出市の各所で停電が起り、避難所で電気が使えない状態が

発生したこともありました。

情報収集や通信手段の確保等、避難所運営のためには最低限の電源が必要でございます。このような理由から、ポータブル電源装置の配備に至ったわけですが、最初に申し上げましたように、災害はいつ起こるか分からないことから、できるだけ早くという思いで、この時期に補正とさせていただきました。

○田中議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 まず、1点目の観光促進事業ですが、これ桜1本の植樹ということですが、1本で100万円もかかるのであれば、非常に高い桜かなと思うんですが、その内容、内訳についてお聞かせください。

また、植樹の時期については、いつ頃を予定されているのか。そしてまた、観光促進事業なので、桜の種類についてもいろいろな桜があると思うんですが、それについてもお聞かせください。

次、2点目のポータブル電源装置なんですが、配備する電源装置はどのようなものを考えているのか、また、どこに何台配備する計画なのか、お聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

産業振興課長。

○中下産業振興課長 玉田議員の再質疑にお答えいたします。

桜の内訳ですが、桜1本20万円で、植樹した桜を保護するため、桜を囲う木製の柵の設置費のほか、三脚鳥居支柱、植樹に当たっての土壌改良、桜の周辺の玉砂利、そして看板などの費用で80万円を想定しています。

そして、植樹の時期については、1月から2月末頃を予定しています。桜の種類ですが、合格祈願の桜として名所にしたいので、受験のシーズンに合わせて咲く桜であります河津桜を想定しています。

○田中議長 危機管理監。

○永長危機管理監 玉田議員の再質疑2点目についてお答えします。

配備する電源装置は、ソーラーパネルからも発電できるものを想定してございます。配備先は、学校や体育館など、中長期間避難所11か所に2台ずつ、公民館等の一時避難所に9か所、1台ずつ、蓄電池や発電装置が既にある施設を除く避難所20か所に合計31台を予定してございます。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これでは、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第60号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて、1点だけお伺いしたいと思います。

今回のこの補正では、債務負担の限度額、これが5億5,000万円増額する、そういうようなものになっていますが、この理由についてお伺いをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 ご質疑にお答えいたします。

クリーンセンター基幹的設備改良事業は、令和6年度当初予算において、概算事業費として55億円を計上していましたが、クリーンセンター基幹的設備改良工事に伴う発注支援等業務の中で、施設設備の再点検や既設設備との整合性を調査し、人件費や物価高騰の状況を鑑みた結果、総事業費が増加し、債務負担行為の限度額5億5,000万円を増加いたしました。

なお、増加した総事業費のうち補助対象分につきましては、当初の60%から70%に見直しをしております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただいたんですが、答弁いただいたようなことなんかは、当初、市が計画するとき、他の自治体なんかも含めて、十分調査検討した、そういう状況だと私は思うんですね。そんな中で、今回のような5億5,000万円と、本当に莫大な金額がさらに必要だというのは、市として、この間、どのような調査をしてきたのか、同じような炉を持っているような自治体なんかも含めて、市としても調査してきた上で、当初の55億円という計算をしてきたんじゃないかというふうに思うんですが、この点の検討状況ですね、その辺については、経緯としてはどのような状況だったのかという点、この点だけちょっと再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えいたします。

クリーンセンターの現状、ただいま老朽化が進んでおりまして、そういった老朽

化が進んでいる状況の中を当初予算の段階で定めた中から再度調査いたしまして、再考いたしました結果となっております。

その中で、補助対象費としても認められるものもまだ追加で出てきましたので、そういった事業分も追加で増額のほうを検討した上での結果となっております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 ちなみにですね、国のほうにおいて、令和5年度、温室効果ガス排出量の算定に関する省令、こういうのも、この間出てきているんですが、この省令との関係では、今言ったような追加の工事分というのかな、それなんかも省令の見直しというのができたことも関係してきているんでしょうか。この点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再々質疑にお答えいたします。

今回の補助金は、二酸化炭素排出抑制の事業費に対する補助金でございます。そういった観点から、設備が二酸化炭素の排出抑制に関するものであれば、対象となるというところを鑑みての結果となっております。

○田中議長 続きまして、議案第61号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第61号 岩出市民プール設置及び管理条例の一部改正について、3点お伺いをしたいと思います。

今回、条例が出てきているんですが、そもそも今回、条例改正を行う理由、この点をまずお聞きしたいと思います。

そして2点目に、市としてガイドライン、これも新たに制定してきているんですが、この点については、国の指導基準というものなのか、それとも市独自で定められた、そういう基準なのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと3点目に、実際には、今、市民プール、多くの利用者があるわけなんですが、この点では、今回の条例実施において、岩出市に入る見込額、この金額が幾らぐらいなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 増田議員ご質疑の2点目、ガイドラインを制定しているが、国の指

導基準なのか、また市独自の基準なのかについて回答いたします。

ガイドラインにつきましては、総務省自治行政局長が発出した「指定管理者制度の運用について」に基づき、市独自で作成しております。

○田中議長 生涯学習課長。

○湯葉生涯学習課長 通告に従い、増田議員のご質疑の1点目と3点目についてお答えします。

1点目、条例改正を行う理由は、については、指定管理者による市民プール運営事業において、令和4年度はコロナ禍により赤字でしたが、指定管理者から、コロナ禍を経た令和5年度の収支決算が黒字決算見込みとの報告を受け、改正された岩出市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、その剰余金の取扱いを明確化するため、所要の改正を行いました。

3点目は、条例実施による岩出市に入る見込額は、については、現状として、令和5年度における市民プールの決算を例に出せば22万1,000円となります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、基準面は国のものではないに、市独自の基準だということを言われました。国の指導基準というのが何%ぐらいなのか。そして、今回、市が決めた独自基準というのが何%なのか、この点、改めて再度お聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 増田議員の再質疑にお答えします。

国の部分は何%で、市独自が何%かということなんですが、そこまで測定しておりませんので、不明な部分でございます。ただ、今回、ガイドライン制定した理由でございますが、以前、岩出市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針というのを策定しておりました。しかし、この中には、指定管理者のほうから剰余金の取扱い、これらについての記述が何もなかったことから、市として自主的に見直しまして、指定管理者と市が協議できるように詳細を定めている必要から制定させていただいたという形になっております。

○田中議長 続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第65号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第3号）、これについては、先ほどの方とも若干ダブる部分があるんですが、通告に基づいて質疑を行

いたいと思います。

まず1点目に、戸別受信機の貸出しですね、それに対する負担金、これについては何個を想定しているのかという点。そしてまた、1個当たりの負担額については幾らぐらいを想定しているのかという点、お聞きしたいと思います。

それと、これも先ほどあったんですが、観光促進事業、桜の植樹の関係なんですが、改めて予定場所と内容面、この点をお聞きしたいと思います。

3点目の消防用備品購入、ポータブル電源装置の購入という点もあるんですが、これも通告に基づいて、何台分なのかと、そしてまた配置先はどこなのかという点、お聞きをしたいと思います。

4点目は、映像作成業務委託料というのが計上されているんですが、根来地域の動画作成というのを予定しているんだという説明がありました。この点については、この動画ですね、この点についてはどのような活用方法を市として考えておられるのかという点。

この点、4つの点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

危機管理監。

○永長危機管理監 増田議員の質疑、1点目と3点目についてお答えします。

まず1点目でございますが、戸別受信機の貸与負担金としまして、1台当たり3,000円で200台を想定してございます。

次に、3点目の電源装置についてでございますが、配備先は学校や体育館など、中長期間避難所11か所に2台ずつ、公民館等の一時避難所9か所に1台ずつ、蓄電池や発電機が既にある施設を除く避難所20か所に合計31台を予定してございます。

○田中議長 産業振興課長。

○中下産業振興課長 増田議員のご質疑2点目の桜の植樹の予定場所と内容についてお答えいたします。

玉田議員のご質疑でも答弁いたしました。植樹の場所につきましては、光明真言殿参道の東側で、一乗閣跡地の南側にあります広場を検討しております。

内容については、4メートル位の桜1本を想定しており、合格祈願の桜として名所にしたいと考えております。

○田中議長 答弁願います。

教育部次長。

○赤井教育部次長 通告に従い、議員ご質疑の4点目、根来地域の動画作成を予定し

ているが、活用方法はどのように考えているのか、についてお答えいたします。

この事業は、民俗資料館を含むねごろ歴史の丘への観光客の増を目指して、春の桜、秋の紅葉等、根来寺境内の四季の自然のPR動画を作成するものです。活用方法としては、市ウェブサイトやSNS等で活用してまいります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 桜の植樹関係で、再度お聞きをしたいんですが、先ほどの玉田議員のときに、桜の植樹の時期を1月から2月というようなこともちらっと言われたと思うんですが、桜の植樹の適切な時期というのは、そういう寒い1月、2月の時期というのが適切なのかどうか。植樹の一番適した時期というのは、大体いつ頃なのかという点を再度お聞きしたいと思うんです。

それと、関連するんですが、この間、岩出市では根来全体ですね、その中で桜の老木化という関係も出てきて、桜の植樹関係なんかがずっとされてきたと思うんですね。そういう点では、来年度、市として、そういう考えなんかも併せて持っておられるのかどうかという点と、そういった市がこれまでやってきた事業なんかと併せた植樹というのかな、そういうことなんか、もしするとしたらね、そういうことなんかも併せて考えて、そういう点についてはどうなのかという点、植樹の適切な時期という点なんかも併せて、再度ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○田中議長 答弁願います。

産業振興課長。

○中下産業振興課長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

桜の植樹の時期ですが、桜については、休眠期が冬のために、冬の時期に桜の植樹のほうを行います。

あと、ほかの桜の老木化とかというお話があったんですが、昨年度につきましては、前山のほうで、観光協会のほうで、桜のほう、山桜のほうを植えさせていただいております。

市につきましては、また来年度につきましては、また来年度の予算の際に、また検討して進めさせていきたいと思っております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第69号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第69号 岩出市クリーンセンターの基幹的設備改良工事請負契約、この点について、3点お伺いしたいと思います。

この中では条件付の一般競争入札という形なんですけど、ここで言う条件、この条件の内容については、どのような内容なんでしょうか。

それと2点目に、最終的に決まった金額の入札額において、国の交付金及び補助金の金額、これは幾らになると見ているんでしょうか。

それと、今度入札される工事で改良工事が行われるわけなんですけど、装置の耐用年数というのは、大体何年ぐらいを見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 増田議員のご質疑にお答えします。

まず1点目ですが、条件の内容につきましては、現施設ではガス化溶融炉方式を採用していたが、本工事においてガス化燃焼炉方式に変更し、さらなる省エネルギー化を図ること。次に、基幹的設備改良工事を実施するに当たり、長期の延命化及びCO<sub>2</sub>排出量を5%以上削減するものとする。また、主な要件といたしましては、本市に入札参加資格申請書を提出し、令和6年4月1日現時点で入札参加資格登録が2年以上継続しており、かつ引き続き現在も清掃施設工事に登録されているものであること。建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事に付き、特定建設業の許可を受けているものであること。建設業法の規定による清掃施設工事業に係る管理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は常勤の自社社員であり、かつ3か月以上の直接的な雇用関係にあること。建設業法第27条の29第1項に定める経営事項審査結果通知書における建設業の種類、清掃施設業の総合評定値（P点）が1,200点以上のものであること。平成21年4月1日以降に地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設において、流動床式ガス化溶融炉の期間的改良工事が完成し、引渡し完了した施工実績を元請として有すること。その他の条件につきましては、他の入札の共通事項となっております。

2つ目といたしまして、補助金につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で、補助対象の2分の1の21億8,420万円の交付決定通知をいただいております。

3つ目の耐用年数ですが、改良工事に伴う施設設備の耐用年数は約15年を見込んでございます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の工事によって、CO<sub>2</sub>の排出というんですか、これが図られるという形の中で、先ほど、条件付の一般競争入札の条件の内容というところの中での説明で、5%以上という説明がありました。今回の入札企業によっての企業としての数値ですね、5%以上という条件がある中で、実質的には何%の削減ができるというふうになるのでしょうか。

排出基準で、どれほどの削減効果があるのかという点、実際の数値の点ではどのような形になるのかという点、この点、ちょっと再度お聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えします。

約20%の削減を見込んでございます。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第60号から議案第69号までの議案10件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第69号までの議案10件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月13日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月13日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時00分)